# 2. 公益通報者保護制度の実効性向上 に向けた課題

### 制度の実効性向上に向けた課題

- 1 制度の運用改善を通じた実効性の向上
- 各種ガイドラインの周知 広報、取組の普及 促進
- 適切な取組を行う事業者等を認証する仕組みを創設(平成30年度)

#### 2 制度の見直しを通じた実効性の向上

- 関係者(事業者、労働者、消費者等)の幅広い意見を反映
- ・制度の実効性向上のための方策や法改正の必要性等について共通認識 を醸成
- 規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策の検討

等

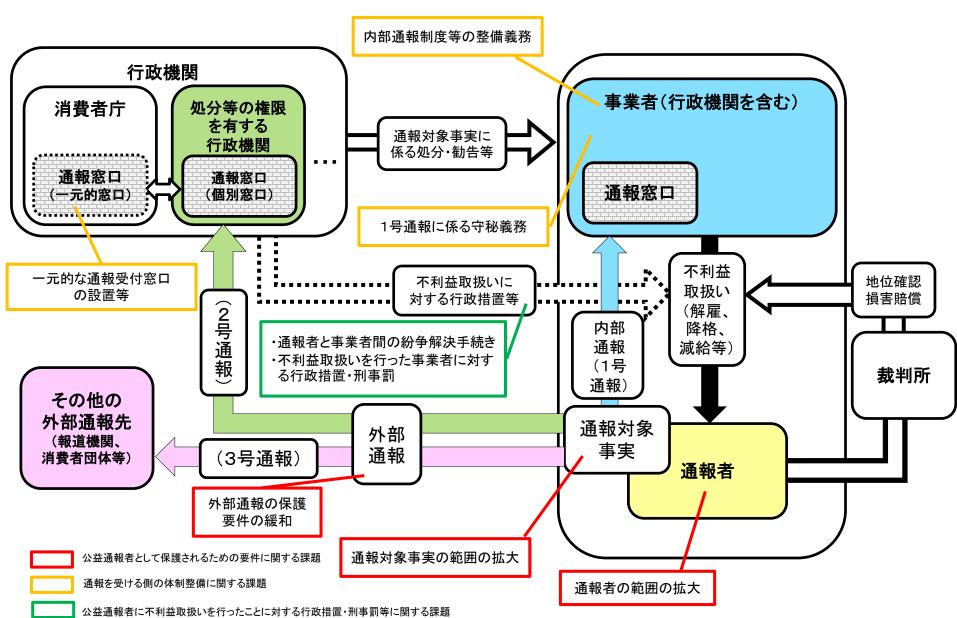
等

## これまでに指摘されている主な課題例

	現行法の規定	課題例
	通報者の範囲: <b>労働者</b>	・保護の対象となる <b>通報者の範囲を広げる</b> こと(役員、退職者、取引先事業者等)の是非。
公益通報者として 保護される為の要件	通報対象事実の範囲: <b>対象法律を政令で列挙</b> (平成30年1月1日時点で <b>464法律</b> )	・通報対象事実の範囲を広げること(法 律の目的による限定を見直すこと等)の 是非。
	外部通報の保護要件: 通報対象事実の発生について <b>信ずるに足りる</b> 相当の理由(真実相当性)等が必要	・例えば、行政機関に対する通報の保護 要件である真実相当性を緩和すること などの是非。
	一元的な窓口の設置等 : <b>規定なし</b>	<ul><li>・消費者庁に公益通報の一元的な窓口を 設置することの是非。</li><li>・各行政機関の通報対応についてモニタ リング等を行うことの是非。</li></ul>
通報を受ける側の体制整備	通報を受ける側の守秘義務: 規定なし	・事業者が <b>通報者を特定できる情報を漏</b> 洩することを防ぐための守秘義務を設 けることの是非。
	内部通報制度等の整備義務: 規定なし	・事業者に <b>内部通報制度等の整備義務</b> を設けることの是非。
公益通報者に不利益 取扱いを行ったことに 対する行政措置・	規定なし	・事業者が公益通報者に対して不利益取扱いを行うことを抑止するため、行政措置(勧告・公表等)や刑事罰を導入する

(備考) 公益通報者保護法案に対する国会の附帯決議において、附則第二条の規定に基づく本法の見直しは、通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うことが求められている(通報者の範囲は参議院のみ)。 **16** 

#### 主な課題例のイメージ図



## 通報者の範囲

現行法の規定: 労働者が保護の対象。

通報主体		被る可能性のある 不利益取扱いの内容	留意点として指摘 されている主な事項		
労働者 (公務員、派遣労働者、取引先の労 働者を含む)		<ul> <li>解雇、雇止め、退職勧奨</li> <li>降格、不利益な出向・配転、昇給差別</li> <li>給与や賞与の減額</li> <li>事実上の嫌がらせ、不当な損害賠償請求 等</li> </ul>	公益通報者保護法による 保護の対象		
退職者		<ul><li>退職金・退職年金の不支給、返還請求</li><li>事実上の嫌がらせ、再就職妨害、不当な損害賠償請求</li></ul>	<ul><li>どのような不利益取扱いが想定されるのかを明確にすべき。</li><li>退職後一定期間内の通報のみに限定すべき。</li></ul>		
役員等		<ul><li>解任</li><li>再任拒否</li><li>事実上の嫌がらせ、不当な損害賠償請求 等</li></ul>	<ul><li>役員と会社の関係は委任契約関係である点を考慮すべき。</li><li>役員には忠実義務があることから、まずは内部で是正措置を採るべき。</li></ul>		
取引先等事業者 (フリーランス等の個人事業主を含む)		<ul><li>契約の解除</li><li>再契約の拒否、発注の減少</li><li>事実上の嫌がらせ、不当な損害賠償請求 等</li></ul>	<ul><li>契約自由の原則が侵害されるおそれがある。</li><li>事業者間に一定の力関係があるケースなど、対象を限定すべき。</li></ul>		
<b>その他</b> (例)	労働者の家族	• 労働者の家族の通報により、労働者に解雇その他 の不利益取扱いを行う 等	<ul><li>保護の対象となる範囲が不明確となる。</li><li>不利益取扱いを受ける可能性がない者まで通報者の範囲に含める必要はない。</li></ul>		
	消費者 (例:学生、介護施 設入所者等)	<ul><li>学生の通報により、学生に嫌がらせや退学処分を 行う 等</li><li>介護施設入所者の通報により、入所者に嫌がらせ やサービス利用契約の解除等を行う 等</li></ul>	公益通報者保護法の対象外 (一般法理による保護の可 能性はあり)		

## 通報対象事実の範囲

現行法の規定:国民の生命、身体、財産その他の利益にかかわる法律に規定する 刑罰規定違反の行為であることが必要。

川副が足種及り引続とめることが必要。								
	国民の生命、身体、射座での他の利益の保護を の利益の   直接日的とした法律 の利益の			国民の生命、身体、財産その他 の利益の保護を直接の目的とし ていない法律	その他の行為			
	法目的	対象法律の例	法令違反行為の例	<例>	<例>			
刑事罰により 実効性が担 保されている 法律	個人の生命又 は身体の保護	〇刑法	・恐喝に当たる債権回収 ・販売を禁止される有 害食品等の販売	<ul><li>○専ら法人の内部管理にかかわる法律 (各種独立行政法人設置法等)</li><li>○専ら国家の機能にかかわる法律 (各種税法、公務員法、補助金適正化法、 入国管理法等)</li></ul>	○条例に違反する行為 ○行政が定める基準や 指針に反する行為 (最終的に法令により刑 事罰が科されるものを			
	消費者の利益 の擁護	〇金融商品取引法 等	・重要事実の非公表によ る公開買付	〇各種事業の振興や促進のための法律 (農業振興地域の整備に関する法律等) 等	除く) 〇その他不当な行為 (倫理に反する行為等)			
	環境の保全	〇大気汚染防止法	・排出基準に適合しない ばい煙の排出 ・廃棄物の投棄	7	等			
	公正な競争の 確保	〇独占禁止法 等	・私的独占や不当な取引 制限					
	その他	〇個人情報保護法 等	・同意なく個人情報を第 三者に提供					
加東盟北	公益通報者保護法の対象法律 (平成30年1月1日時点464法律)		公益通報者保護法によ (一般法理による保護の					
刑事罰がない法律	< 例> ○刑事罰のない規制法違反(パートタイム労働法等) ○消費者基本法等の努力義務違反 ○民法違反等(公序良俗違反、不法行為、債務不履行等) 等		┆ ┆<例> ┆○各種組織法・設置法等 ┆					

## 外部通報の保護要件

現行法の規定:通報内容に真実相当性があることが(その他の事業者外部への通報のときは、特定の事由に該当することも)必要。

通報先	現行法の 保護要件	保護要件の緩和に積極的な 立場からの主な意見	保護要件の緩和に慎重な 立場からの主な意見
処分等の権限を 有する行政機関 (2号通報)	通報内容の 真実相当性 (信ずるに足りる相当の 理由があること)	<ul><li>①真実相当性の立証負担が重い。</li><li>②通報内容を裏付ける資料の収集 行為等の責任を問われる可能 性がある。</li><li>③行政機関の法執行力を強化する ために、要件を緩和すべき。</li><li>④守秘義務を負う行政機関への通 報であれば、風評被害等のおそ れは小さい。</li></ul>	<ul><li>①内部情報の開示は、労働契約上の 誠実義務違反であり、その免責は 厳しく判断されるべき。</li><li>②安易な通報により行政機関や事業 者の負担が増えるほか、風評被害 等のおそれもある。</li></ul>
その他の事業者 外部<報道機関、 消費者団体等> (3号通報)	通報内容の 真実相当性 (同上)	・上記①、②に同じ。	・上記①に同じ。 ・行政機関への通報よりも風評被害等 による影響が甚大となる可能性が 高い。
	特定の事由に 該当すること (事業者内部等に通報すると、不利益取扱いや証拠隠滅がなされると信ずるに足りる相当の理由があること等)	<ul><li>・左記の事由に該当することについての立証負担が重い。</li><li>・名誉毀損行為の違法性阻却よりも要件が過重である。</li><li>・事業者による内部通報制度の実効性向上への取組を促すために要件を緩和すべき。</li></ul>	<ul><li>・左記の事由はそれほど無理な条件ではなく、立証の負担は重くない。</li><li>・事業者の正当な利益を侵害しないものに限定する必要がある。</li></ul>

## 行政への通報の一元的窓口の設置

**現行法の規定**:通報者が誤って処分等の権限を有しない行政機関に通報した場合、

- ・当該行政機関の教示に基づき再度通報し直すことが必要。
- ・処分等の権限を有しない行政機関に通報したことについて、不利益な

